

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第7条第3項	診療所の病床設置許可事項変更許可	指導予防課

1 審査基準は、変更後の状態が「診療所の開設の許可」の審査基準に定める事項に適合していること。

なお、病床数の増加に係るものについては、医療法第30条の4第2項第14号に規定する「基準病床数」の定めがあるため、事前に岩手県と協議が必要である。

2 標準処理期間は、20日とする。

増床に係る標準処理期間（進達）は、3日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。